

平成24年11月2日

会計検査院からの改善の処置及び 是正改善の処置に関する当社の取組みについて

平成23年度の会計検査(平成24年1月～7月、延べ20日間受検)の結果について、平成24年10月26日付で車両の定期検査及び検査修繕について指摘を受け、改善の処置及び是正改善の処置が求められました。その取組み内容につきましては、以下のとおりです。

(1) 交番検査について

① 指摘事項

「一部の検査項目が整備標準に基づいて実施されておらず、不具合が把握できない可能性がある。また、同一の検査を行っていても各所によって記録項目が異なっており、検査記録を有効に活用できない。」との指摘を受けました。

② 取組み内容

整備標準に基づいて実施していないと指摘を受けた検査項目については、検査は実施し基準内であることは確認しているものの寸法を記入していなかったもの、また整備標準に交番検査では本来不要である検査項目が記載されていたものであり、これら指摘された事項については、記入方法及び整備標準の見直しを実施しました。さらに、検査記録項目の不統一については、本社と運転所等で標記方法及び記録項目の統一に向けて調整作業を進めております。

整備標準等の遵守については、本社から運転所等に対して各種会議や文書を通じて指導周知を継続して行うとともに、本社及び運転所等の担当者による定期的な実態把握を行うなどにより、整備標準等に基づいた検査が継続して行われるような体制の整備に取り組んでおります。

(2) 請負契約による請負修繕部品の検査修繕について

①指摘事項

「請負修繕部品の検査修繕について、請負会社が検修調書、試験成績表等の作成及び提出を示方書に基づいて行っていない。また、工場等の検査員は履行の確認を十分に行っていない。請負人が定めることとされている品質管理実施手順や管理標準が定められていないのに、当社は品質管理の審査の際も見逃していた。」との指摘を受けました。

②取組み内容

指摘を受けた検修調書等の作成及び提出については、示方書に定められている検修調書が作成されていない件名は、本社が作成して示方書と作業実態が合うように整備しています。また、作業内容から検修調書の必要のない件名は、検修調書が不要である旨について示方書の見直しを行いました。

さらに、請負契約の履行確認は、本社が指定した工場等の検査員が履行確認を適切に行うよう、工場等に対し継続して指導してまいります。

請負人が定めることとされている品質管理実施手順等については、適切に作成し報告するよう本社から請負人に対し指導してまいります。

(3) 車両システム(車両保守管理システム)について

①指摘事項

「車両保守管理システムの運用に関して内部規程が制定されていない。そのため定期検査結果のデータ入力等の内容が統一されておらず、検査記録も記録すべき項目が明確になっていないなど車両の保守管理に有効に活用できていない。」との指摘を受けました。

②取組み内容

指摘を受けた内部規程の制定と入力内容の不統一については、現業機関における検修作業実態を把握して記録すべき項目の洗い出しを行った上で、入力すべきデータの統一化を図ります。

その上で車両保守管理システムの運用・目的等と車両故障防止の活用に必要な入力データ項目について、内部規程化してまいります。